田口会計事務所ニュース　３月号

今回のテーマ：平成 30 年度税制改正大綱

平成 30 年度改正大綱が、昨年 12 月 14 日に公表、22 日に閣議決定されました。

１．法人課税

所得拡大促進税制の見直し・拡充	雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度を改組し、青色申告書を提出する法人が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①平均給与等支給額が対前年度比 3%以上増加、②国内設備投資額が減価償却費の総額の 90%以上等の要件を満たす場合には、給与等支給増加額の 15%の税額控除ができる制度となりました。さらに、教育訓練費の増加要件を満たす場合には、控除率がさらに 5%上乗せされ、20%の税額控除が認められます。
所得拡大促進税制の見直し・拡充 （中小企業）	中小企業については、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が 1.5%以上であるときは、給与等支給増加額の 15%の税額控除ができます。さらに、教育訓練費の増加要件で 10%上乗せされ、最大 25%まで税額控除が認められます。

２．資産課税

事業承継税制の特例の創設	10 年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の 3 分の 2）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から 100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大 3 名）の後継者に対する贈与･相続に対象を拡大する等の措置が講じられました。
中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置	革新の事業活動による生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が作成した計画に基づき平成 33 年 3 月 31 日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の 3 年間価格にゼロ以上 2 分の 1 以下の割合を乗ずるとする特例措置が創設されました。

小規模宅地等の特例の見直し	居住用宅地（持ち家に居住していない者）及び貸付事業用宅地については、適用要件の厳格化等が図られます。

３．個人所得課税

給与所得控除・基礎控除の見直し	給与所得控除額及び公的年金等控除額を一律 10 万円引き下げて基礎控除額を一律 10 万円引き上げるほか、給与所得控除及び公的年金等控除の上限額の見直しが行われます。適用期日は平成 32 年分以降の所得税、平成 33 年度分以降の個人住民税からとなります。
青色申告特別控除の控除額の見直し	青色申告者に係る青色申告特別控除額が 55 万円（現行 65 万円）に引き下げられます。ただし、電子申告･納税を行うなど一定の要件を満たすものは控除額が 65 万円のままとなります。適用期日は、平成 32 年分以降の所得税及び平成 33 年分以降の個人住民税からとなります。